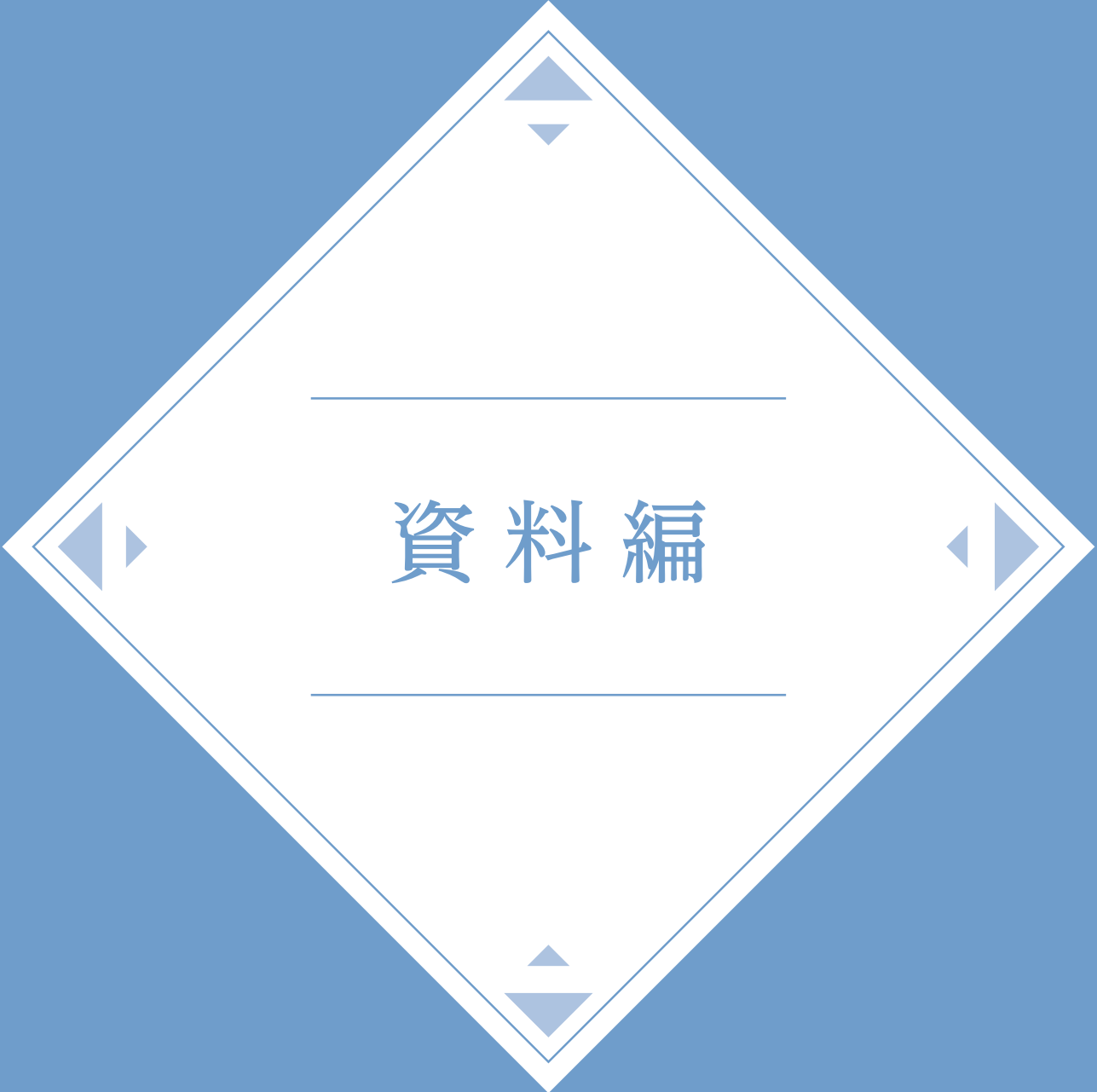




資料編

喜多方市総合計画(2017～2026)策定方針

1 計画策定の趣旨

本市は、平成18年1月4日に5市町村が合併し新たな喜多方市となり、10年を迎えた。この間、本市は、平成19年度から平成28年度までの10年間を計画期間とする総合計画を策定し、目指すべき将来の都市像を「豊かで元気な農山村と活力ある生活・観光都市～人と自然が共生し 水と緑に輝くまちづくり～」として、この長期的な施策の指針のもと、さまざまな行政課題に取り組んできた。

現在、本市を取り巻く社会経済環境は、人口減少、少子高齢化の急速な進展、環境・エネルギー問題、地域主権改革の推進など、著しく変化しており、これらの課題への対応が必要となっている。

さらには、市民ニーズの多様化、高度化が進み、画一的な行政運営では対応が困難となっており、市民と行政による協働のまちづくりへの取組が、これまで以上に強く求められてきている。

一方、国においては、地方の自由度と責任の拡大を図るため、地方分権改革推進計画に基づき、平成23年8月に地方自治法が改正され市町村の基本構想策定の義務づけが廃止されており、これからは、総合計画の策定自体を含め、役割や位置づけについても、自治体が独自に判断することとなった。

このような状況を踏まえ、本市では、今後も引き続き基本構想を市の行政運営の長期的な将来ビジョンとして、基本計画とともに一体的に示し、戦略的な視点をもって施策を推進していくことが、将来像の実現にとって不可欠であると考える。

そのため、これまでの総合計画で固めた基礎のうえに、市民と共有する10年後の本市の目指すべき将来像とその実現に資する施策をまとめた新しいまちづくりの指針となる、喜多方市総合計画(2017～2026)(仮称)(以下「総合計画」という。)を策定するものとする。

2 計画の構成、目標時期

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画の三段階の構成で策定するものとする。

(1) 基本構想

長期的展望のもとに、本市の将来の目標及び目標達成のための基本的施策の大綱を明らかにし、基本計画及び実施計画策定の基本理念として、10年後を目標に定めるものとする。

(2) 基本計画

基本構想に掲げられた大綱に基づき、部門ごとの施策を体系的に示すものとして10年後を目標に定めるものとする。

ただし、5年後にその時の情勢に応じて点検・見直しを図るものとする。

(3) 実施計画

基本計画で定められた施策を具体的に実施していくための事業計画であり、毎年度の予算編成の指針となる計画とする。

計画期間は3年間とし、各年度の実績を検討しつつ、毎年ローリング方式で改定していくものとする。

3 計画策定の組織体制等

総合計画を策定するにあたっては、次の組織体制等により行うものとする。

(1) 総合計画策定本部

基本構想及び基本計画の案について、検討し決定するための庁内の意思決定機関として、喜多方市総合計画策定本部設置要綱に基づき設置する。

(2) 総合計画策定本部幹事会

総合計画策定本部会議に付議する事案について、協議・調整するための機関として、喜多方市総合計画策定本部設置要綱に基づき設置する。

(3) 基本計画審議会

基本構想及び基本計画について、市長の諮問に応じ調査・審議する機関として、喜多方市基本計画審議会条例に基づき設置する。

(4) 事務局

総合計画策定に係る事務局は、企画政策部企画調整課とする。

4 計画策定の進め方

総合計画の策定は、次により進めるものとする。

- (1) 現総合計画の実績を踏まえつつ、各種個別計画との連携を図りながら策定を進める。
- (2) 人口、世帯、産業など分野ごとの現状を把握し、本市の現状分析を行う。
- (3) 市民満足度・重要度調査、ワークショップ、将来像に関する意見・提言募集及び市民懇談会により、計画策定への市民参画を図り、市民の意見やニーズを把握する。
- (4) 社会経済情勢の動向を調査分析するとともに、福島県総合計画「ふくしま新生プラン」など他の計画を参照し、喜多方市を取り巻く環境や時代の潮流を把握する。
- (5) (1)から(4)を踏まえ、今後の喜多方市の主要な課題を整理するとともに、目標とする将来像を設定し、それに向かうための基本的な施策の方針(施策の大綱)を「基本構想(案)」として作成する。
- (6) (1)から(5)を踏まえ、部門ごとに現状と課題を整理したうえで目標を設定し、目標年次までに取り組む施策を「基本計画(案)」として作成する。
- (7) 基本計画で定めた施策を具体的に実施していくための事業内容を整理し、当初3年間の事業計画を「実施計画(案)」として作成する。
- (8) 基本構想(案)及び基本計画(案)について、基本計画審議会に諮問し答申を受けた後、必要に応じて調整を行ったうえで、基本構想(案)を市議会に提案し議決を得る。

5 計画策定の期間

基本構想及び基本計画は平成28年度において策定し、実施計画については平成29年度当初に策定するものとする。

6 情報の公開等

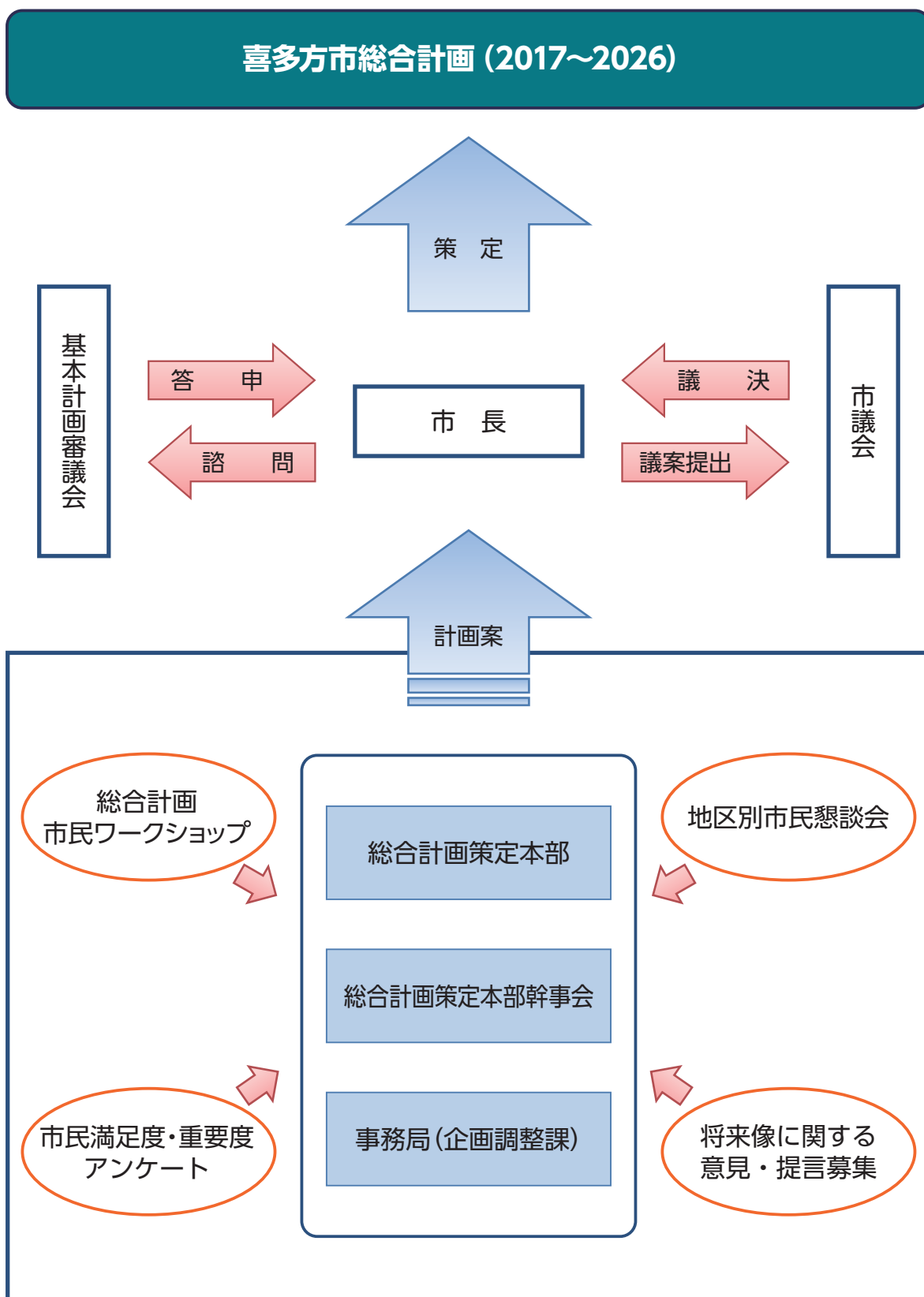
総合計画の策定にあたって、次により情報の公開及び公表を行うものとする。

- (1) 基本計画審議会の会議は公開とし、その議事録については市のホームページ上に公表する。
- (2) 総合計画書は、庁内各課、関係機関及び関係者等に配布するとともに、総合計画書概要版を作成し、市内各戸に配布する。
また、総合計画書及び同概要版を市のホームページ上に公表する。

7 その他

この方針に定めるもののほか、総合計画の策定に必要な事項は別に定める。

<総合計画策定の流れ>



喜多方市総合計画(2017～2026)策定に関する主な経過

月 日	内 容
平成28年 4 月28日	庁議 ・ 喜多方市総合計画(2017～2026)(仮称)策定方針(案)
平成28年 6 月21日	第1回総合計画策定本部幹事会 ・ 喜多方市総合計画(2017～2026)(仮称)策定方針 ・ 総合計画(2017～2026)策定作業スケジュール ・ 現総合計画の評価等について
平成28年 6 月23日	第1回総合計画策定本部会議 ・ 現総合計画の評価等について
平成28年 7 月 5 日	第1回基本計画審議会 ・ 現総合計画の進捗状況等(フォローアップ)について ・ 現総合計画の評価等について ・ 喜多方市総合計画(2017～2026)(仮称)策定方針 ・ 総合計画(2017～2026)策定作業スケジュール
平成28年 7 月13日	第2回総合計画策定本部幹事会 ・ 現総合計画の評価について ・ 新総合計画策定の作業工程について
平成28年 7 月28日	第2回基本計画審議会 ・ 喜多方市基本計画審議会意見書(フォローアップ意見書)(案)について
平成28年 8 月 9 日	第3回総合計画策定本部幹事会 ・ 新総合計画の序論、基本構想について ・ 新総合計画における将来の都市像について
平成28年 8 月17日	第2回総合計画策定本部会議 ・ 新総合計画の序論、基本構想について ・ 新総合計画における将来の都市像について
平成28年 8 月24日	第3回基本計画審議会 ・ 新総合計画の序論、基本構想について
平成28年 9 月16日	第4回総合計画策定本部幹事会 ・ 基本計画における課題の整理について
平成28年10月18日	第5回総合計画策定本部幹事会 ・ 新総合計画における施策の体系について ・ 基本計画における施策の目標について

月 日	内 容
平成28年10月21日	第3回総合計画策定本部会議 ・ ワークショップの報告について ・ 基本構想について ・ 新総合計画における施策の体系について
平成28年11月1日	第6回総合計画策定本部幹事会 ・ 序論・基本構想の修正、追加事項について ・ 施策の体系、将来の都市像について
平成28年11月18日	第7回総合計画策定本部幹事会 ・ 基本構想について ・ 基本計画について ・ 計画の実現に向けてについて
平成28年12月6日	第4回総合計画策定本部会議 ・ 喜多方市総合計画(素案)について
平成28年12月9日	第5回総合計画策定本部会議 ・ 喜多方市総合計画(素案)について
平成28年12月20日	第4回基本計画審議会 ・ 喜多方市総合計画(素案)について
平成28年12月27日	第5回基本計画審議会 ・ 喜多方市総合計画(素案)について
平成29年1月4日	第6回総合計画策定本部会議 ・ 喜多方市総合計画(素案)について
平成29年1月10日	議会全員協議会 素案説明
平成29年1月20日	議会全員協議会 素案説明
平成29年1月25日	第7回総合計画策定本部会議 ・ 喜多方市総合計画(案)について
平成29年2月1日	第6回基本計画審議会 ・ 喜多方市総合計画(案)について
平成29年2月7日	喜多方市基本計画審議会答申
平成29年2月23日	喜多方市総合計画基本構想 議会提案
平成29年3月13日	喜多方市総合計画基本構想 議決

市民意向の把握

○市民満足度・重要度アンケート

実施時期 平成28年5月12日～5月31日

調査対象 満20歳以上の市民1,300人(喜多方市住民基本台帳から無作為に抽出)

調査方法 郵送による配布・回収

回収数 368票

内 容 例年の項目に新総合計画策定に向けた項目(目指すべき都市像を表すキーワード、今後重点的に進めるべき施策)を追加

○新たな総合計画策定のための意見・提言募集

実施時期 平成28年5月12日～6月17日

周知方法 広報紙、ホームページ等

募集内容 (1) こんなまちであってほしいと思う市の将来像
(2) 新たな総合計画の計画期間(平成29年度～平成38年度)を念頭においた市政への希望・提言

○総合計画市民ワークショップ

回数	月 日	会 場	テーマ(分野)	参加者
第1回	平成28年 6月12日(日)	喜多方市役所 大会議室	だれもが活躍し協力し合えるまちとはどんなまちですか？ (地域コミュニティ、男女共同参画、地域間交流)	14名
第2回	平成28年 6月26日(日)	喜多方市保健 センター1階	活気あるまちとはどんなまちですか？ (農林業、商工業、雇用、観光)	14名
第3回	平成28年 7月10日(日)	喜多方市保健 センター1階	住みやすいまちとはどんなまちですか？ (生活環境、人と自然に配慮した環境、循環型社会)	8名
第4回	平成28年 7月24日(日)	喜多方市保健 センター1階	安心して住み続けられるまちとはどんなまちですか？ (保健・医療体制、介護・福祉、防犯・防災、交通安全)	17名
第5回	平成28年 8月7日(日)	喜多方市保健 センター1階	心が豊かになるまち・子どもがすくすく育つまちとはどんなまちですか？ (生涯学習、学校教育、子育て、青少年の健全育成)	10名

○地区別市民懇談会

月 日	地 区	会 場	時 間
平成29年1月13日(金)	熱塩加納	熱塩加納会館3F大ホール	18:30 }
平成29年1月16日(月)	塩 川	ふるさと会館 ホール	
平成29年1月17日(火)	山 都	山都保健センター	
平成29年1月18日(水)	喜 多 方	市役所ホール棟2F大会議室	20:00
平成29年1月19日(木)	高 郷	高郷総合支所 大会議室	



総合計画市民ワークショップ



総合計画市民ワークショップ



市民懇談会

基本計画審議会諮問書

28企第161号

平成28年8月24日

喜多方市基本計画審議会

会長 唐 橋 幸市郎 様

喜多方市長 山 口 信 也

喜多方市総合計画基本構想及び基本計画について（諮問）

喜多方市基本計画審議会条例第1条の規定に基づき、新しい喜多方市総合計画基本構想及び基本計画について、貴審議会の意見を求めます。

基本計画審議会答申書

平成29年2月7日

喜多方市長 山口 信也 様

喜多方市基本計画審議会
会 長 唐 橋 幸市郎

喜多方市総合計画基本構想及び基本計画について（答申）

平成28年8月24日付け28企第161号で諮問のあったこのことについては、本審議会において慎重に審議した結果、別紙「喜多方市総合計画（2017～2026）きたかた活力推進プラン（案）」の内容を適当と認めます。

なお、本計画の着実な推進のため、市民に広くその趣旨や内容の周知を図り市全体で共有できるよう努めてください。また、毎年度、指標の達成状況や施策の進捗・成果についてわかりやすく公表して進行管理を行うなどにより、計画の実効性を高めるとともに、財政の健全運営を確保しながら、効率的かつ効果的な施策を展開し、将来都市像の実現と持続可能な地域社会の形成に全力で取り組んでください。

○喜多方市基本計画審議会条例

喜多方市基本計画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の諮問に応じ、市の基本構想及び基本計画並びに実施状況について調査審議するため、喜多方市基本計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員23人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 関係行政機関の長
- (3) 関係団体の役職員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 市の職員
- (6) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる者のうちから委嘱され、又は任命された委員は、これらの者でなくなったときは、その職を失うものとする。

(会長)

第4条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、市長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、審議のため必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画政策部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会

に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例の施行後最初に開催される審議会の会議は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、市長が招集する。

喜多方市基本計画審議会 委員名簿

区 分	所属・役職等	氏 名
市議会議員	総務常任委員会 委員長	坂 内 鉄 次
	文教厚生常任委員会 委員長	後 藤 誠 司
	産業建設常任委員会 委員長	小 林 時 夫
関係行政機関の長	会津若松公共職業安定所 喜多方出張所 所長	遠 藤 正 衛
	喜多方建設事務所 所長	木 村 勝 美
関係団体の役職員	喜多方市行政区長会連合会 会長	今 井 輝 雄
	会津よつば農業協同組合 常務理事	廣 瀬 雅 彦
	会津喜多方商工会議所 会頭	唐 橋 幸市郎
	きたかた商工会 会長	田 代 衛
	喜多方市社会福祉協議会 会長	武 藤 顯 夫
	会津喜多方青年会議所 理事長	上 野 彰 雄
	連合福島耶麻・喜多方地区連合会 議長代行	武 藤 栄 司
学識経験を有する者	会津地方振興局復興支援・地域連携室主幹 会津農林事務所次長兼総務部長	松 本 祐 一
	教育委員会 教育委員	関 口 高 志
	農業委員会 会長職務代理者	五十嵐 信 幸
	会津大学短期大学部 講師	青 木 孝 弘
学識経験を有する者 (公募委員)	喜多方地区	岩 本 知美心
	熱塩加納地区	峯 岸 よね子
	塩川地区	折 笠 光二良
	山都地区	板 橋 秀 子
	高郷地区	齋 藤 信 一
市職員	副市長	上 野 光 晴
	教育長	芳 賀 忠 夫



喜多方市基本計画審議会



喜多方市基本計画審議会 答申書の提出



喜多方市基本計画審議会 答申書の提出

○喜多方市総合計画策定本部設置要綱

喜多方市総合計画策定本部設置要綱

(設置)

第1条 喜多方市総合計画(2017～2026)(仮称)(以下「総合計画」という。)の策定にあたり、その計画案について検討するため、喜多方市総合計画策定本部(以下「策定本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合計画を構成する基本構想及び基本計画の案の策定に関すること
- (2) その他総合計画の策定に係る重要事項に関すること

(組織)

第3条 策定本部は、別表1に掲げる者(以下「本部員」という。)をもって組織する。

- 2 策定本部に本部長及び副本部長を置く。
- 3 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、策定本部を総括する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定本部は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が会議の議長となる。

- 2 本部長は、必要に応じ本部員以外の者に出席を求め、意見等を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 策定本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者(以下「幹事」という。)をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、企画調整課長をもって充てる。
- 4 幹事会は、策定本部に付議する事案について協議、調整する。
- 5 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、会議の議長となる。
- 6 幹事長は、必要に応じ幹事以外の者に出席を求め、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第7条 策定本部の庶務は、企画政策部企画調整課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月28日から施行する。
- 2 この要綱は、総合計画が策定された日限り、その効力を失う。

別表 1

番号	区 分	職 名
1	本 部 長	市長
2	副本部長	副市長
3	本 部 員	教育長
4	本 部 員	企画政策部長
5	本 部 員	総務部長
6	本 部 員	市民部長
7	本 部 員	保健福祉部長
8	本 部 員	産業部長
9	本 部 員	建設部長
10	本 部 員	熱塩加納総合支所長
11	本 部 員	塩川総合支所長
12	本 部 員	山都総合支所長
13	本 部 員	高郷総合支所長
14	本 部 員	会計管理者
15	本 部 員	教育部長
16	本 部 員	議会事務局長

別表 2

番号	区 分	職 名
1	幹事長	企画調整課長
2	幹 事	情報政策課長
3	幹 事	総務課長
4	幹 事	財政課長
5	幹 事	税務課長
6	幹 事	契約管理課長
7	幹 事	生活防災課長
8	幹 事	環境課長
9	幹 事	市民課長
10	幹 事	社会福祉課長
11	幹 事	こども課長
12	幹 事	高齢福祉課長
13	幹 事	保健課長
14	幹 事	農業振興課長
15	幹 事	農山村振興課長
16	幹 事	商工課長
17	幹 事	観光交流課長
18	幹 事	建設課長
19	幹 事	建築住宅課長
20	幹 事	水道課長
21	幹 事	下水道課長
22	幹 事	教育総務課長
23	幹 事	学校教育課長
24	幹 事	生涯学習課長
25	幹 事	文化課長
26	幹 事	中央公民館長
27	幹 事	熱塩加納総合支所住民課長
28	幹 事	塩川総合支所住民課長
29	幹 事	山都総合支所住民課長
30	幹 事	高郷総合支所住民課長

喜多方市総合計画(2017～2026) きたかた活力推進プラン

平成29年3月

発 行：喜多方市

編 集：企画政策部企画調整課

住 所：〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東7244-2

T E L：0241-24-5207

F A X：0241-25-7073



《市章》

喜多方市総合計画

(2017～2026)

力強い産業 人が輝く
活力満ちる安心・快適なまち

市の花 《ひめさゆり》



市の木 《飯豊スギ》



市の鳥 《セキレイ》



市の魚 《イトヨ》



市の昆虫 《ホタル》

